

SHK制度における森林吸収等の 運用細則・報告様式（案）について

令和7年8月

ご議論いただきたいこと

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）について、第3回森林小委員会では、調整後排出量の算定において森林吸収量、木材製品の炭素蓄積変化量を調整に用いることができるとするにあたり、森林吸収量、木材製品の炭素蓄積変化量の算定方法の中間とりまとめを行ったところ。

今回第4回森林小委員会では、運用細則・報告様式等についてご議論いただきたい。

＜ご議論いただきたいこと＞

1 運用細則について

- （1）森林吸収量の算定報告
- （2）自然攪乱の基準
- （3）木材の合法性の確認
- （4）建築部材の算定範囲
- （5）解体建築物のアウトフロー算定において適用する係数

2 様式について

- （1）報告様式
- （2）算定シート
- （3）任意報告様式

1 運用細則について

(1) 森林吸収量の算定報告

森林吸収量の算定報告は毎年度行う。森林簿が毎年度更新された場合は、毎年度森林簿の蓄積により算定。
森林簿が例えば5年に1回更新されている場合は、更新の前年度までは算定報告を年成長量データを用いて暫定値で行い、森林簿更新年度に5年分の吸収量と整合するよう補正を行うこととする。

※主伐による蓄積減少や被害森林の除外については、当年度分の報告に事業者自らの算定結果を反映するか、森林簿更新年度における報告に反映を行うかのいずれかとする。

<暫定値による算定イメージ>

- 手順①**：森林簿の次回更新が行われる前年度までは、直近（前回）の更新年度における森林簿上の森林の蓄積をベースに、森林簿上の小班ごとの年成長量を毎年度加算して得られる量を、期末の蓄積とする。（※森林簿上の小班ごとの年成長量は、ha当たりの表記となっている場合もある。）
- 手順②**：森林簿の次回更新が行われた年度においては、その年度における森林簿上の森林の蓄積を期末の蓄積とした上で、差分を補正する。

例：0.5haの小班において、2025年の森林簿上のha当たり成長量が10m³/年の場合 → 小班における成長量は5 m³/年

年度	2025		2026		2027		2028		2029		2030	
	期首	期末	期首	期末	期首	期末	期首	期末	期首	期末	期首	期末
森林簿更新年度	更新										更新	
森林簿上の森林の蓄積	200		200		200		200		200		210	
SHKで使用する森林の蓄積	200		200	205	205	210	210	215	215	220	220	210
SHKで使用する森林の蓄積の変化量			+5		+5		+5		+5		-10	

2025年の年成長量を
暫定的に2029年まで使用可能

①：小班における成長量 5 m³/年

②：更新された森林簿上の蓄積

1 運用細則について

(2) 被害を受けた森林・木材製品の基準

自然災害や病虫獣害等による被害を受けた森林・木材製品は、その被害の原因が自らの責任によらないと算定報告主体が判断した場合、当該森林・木材製品の炭素蓄積の減少を算定から除外することができる。

被害の原因	自然発生又は他者の責任（故意又は過失）による場合	自らの責任（故意又は過失）による場合
当該森林・木材製品の炭素蓄積の減少の扱い	算定から除外可能	算定から除外不可
森林の例	・盗伐 ・自然発生や、他者のタバコの不始末による山火事 ・自然発生した風害、水害、凍害、潮害、噴火、地震といった災害 ・自然発生した病虫獣害	・自らの誤伐 ・たばこの不始末等の自らの故意・過失による山火事
木材の例	・他者の建物からの延焼 ・他者による木材製品の窃盗 ・地震による損壊	・ガスコンロの消し忘れ等自らの故意・過失による火事 ・木材製品の紛失

1 運用細則について

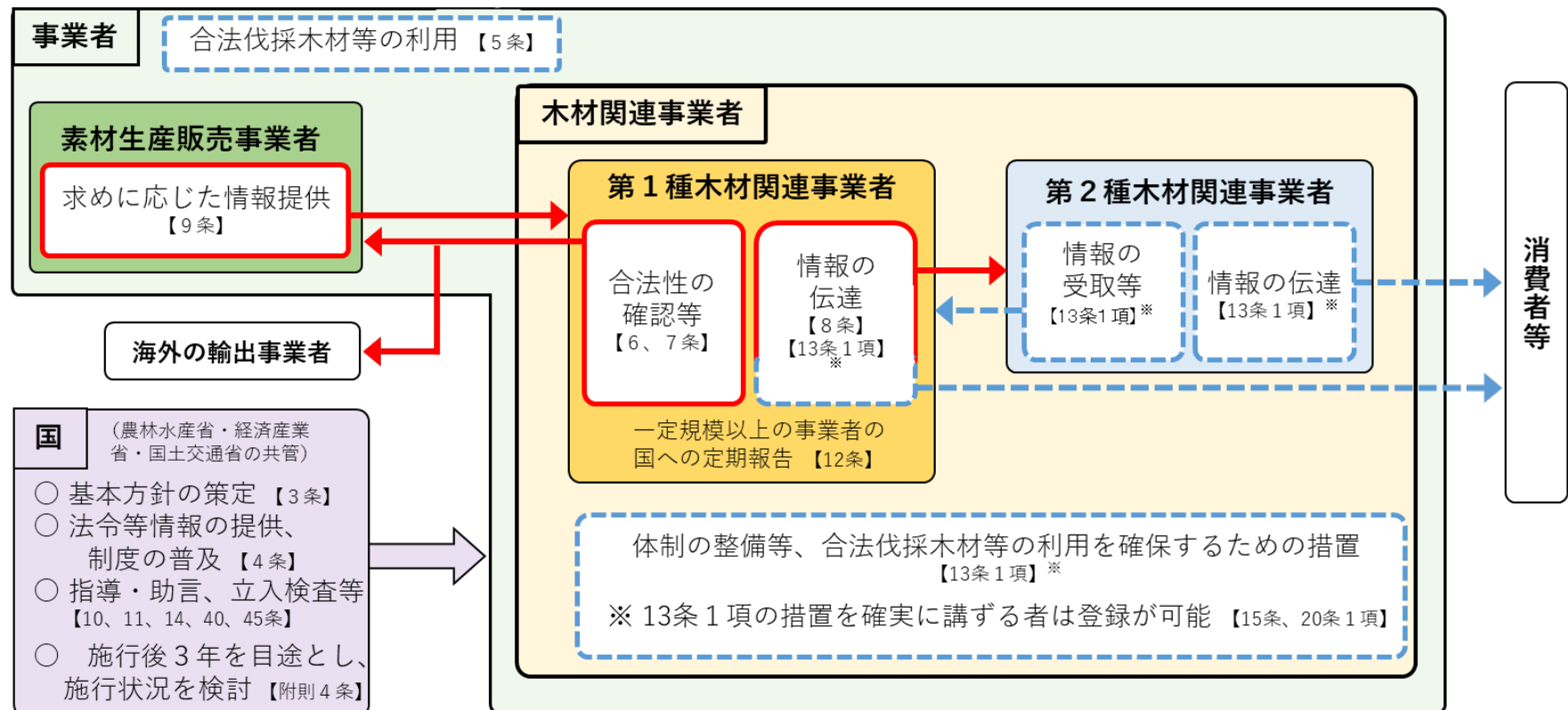
(3) 木材の合法性の確認

改正クリーンウッド法の概要

令和7年
4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

 ➡：義務（必ず行わなければならない事項） ➡：努力義務（行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項）



1 運用細則について

(3) 木材の合法性の確認

木材製品の炭素蓄積変化量の算定対象は、建築物、工作物及び家具その他の長期にわたり使用される物品（消耗品を除く）に使用される、クリーンウッド法等に基づき合法性が確認された国産材とする。

- ①クリーンウッド法対象品目（注）にあっては、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等
- ②クリーンウッド法対象外の品目（例：階段ユニット等）にあっては、「木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき合法性が証明されたと確認できるもの

※原材料がリサイクル材由来の部分については、①クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等である旨の情報や②林野庁ガイドラインに基づく合法性証明なしで算定可能とする。ただし、バージン材（非リサイクル材）由来の部分については①又は②が必要。
パーティクルボード及び繊維板（クリーンウッド法対象外の品目）を含め、原材料がリサイクル材100%の木材・木材製品であれば、①②が無くとも算定できる。

（注）クリーンウッド法対象品目のうち、SHK制度で算定対象となるもの

【木材】

- (1) 素材
- (2) 板材、角材及び円柱材
- (3) 単板、突き板及び構造用パネル
- (4) (2)、(3) 又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等）
- (5) のこくず・木くず、チップ及び小片
端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む

【家具等の物品】

- (1) 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの
- (2) フローリングのうち、基材に木材を使用したもの
- (3) 木質系セメント板
- (4) サイディングボードのうち、木材を使用したもの
- (5) 戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）
- (6) (1)～(5) の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの



建築物における一部の内装材、非建築物として樽等はクリーンウッド法対象外の品目

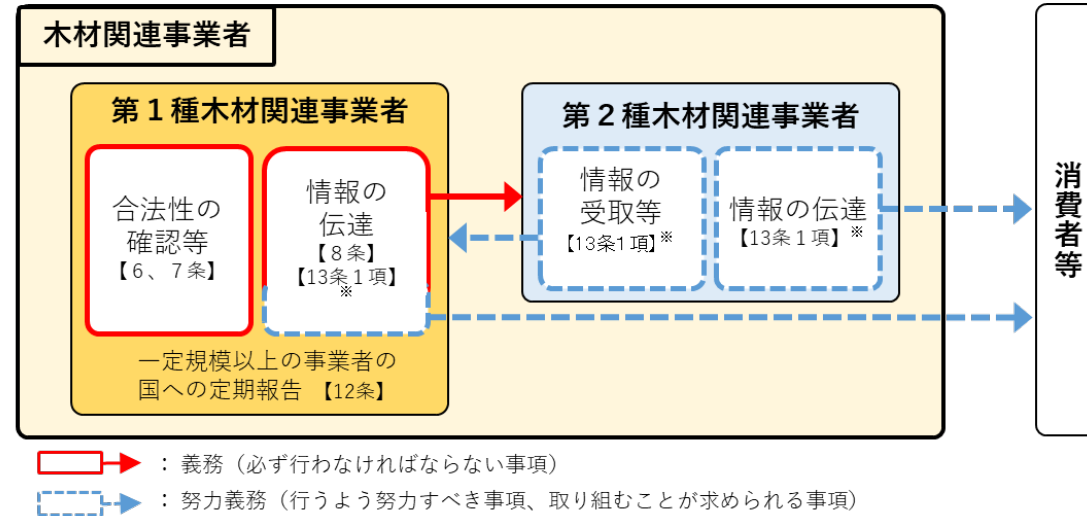
1 運用細則について

(3) 木材の合法性の確認

① クリーンウッド法に基づく合法性の確認

クリーンウッド法においては、対象物品（※）を譲り渡す際に、

- ・第1種木材関連事業者→第2種木材関連事業者については義務として、
 - ・第2種木材関連事業者→第2種木材関連事業者
 - ・第1・2種木材関連事業者→消費者等
- については努力義務として、
合法性確認木材等であるか否かの情報が伝達される。



※なお、建築物はクリーンウッド法の対象物品ではないことから、建築物の譲り渡しに際しては上記伝達がなされないことに留意。

情報の伝達は、

- ・納品書、レシート等への印字
 - ・書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
 - ・電子メールやFAXの送信
- 等の方法で行われる（口頭は不可）。

情報の伝達の例（納品書）

納品書										
〇〇株式会社 〇〇〇〇部署 代表 林野 太郎 様					発行日: YYYY年MM月DD日 発行者: 〇〇株式会社〇〇〇〇部署 所在地: 〇〇県〇〇〇市〇町 12-34 代表: 山元 花子 本体金額: ¥999,999,999 消費税: ¥999,999,999 合計金額: ¥999,999,999					
樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用
〇〇〇〇 - CLW - XXX ◆上記の物件は合法性確認木材です。										
ロゴマーク等										

CW法に基づく伝達情報
・登録番号（登録業者の場合）
・合法性確認結果※ 1

1 運用細則について

(3) 木材の合法性の確認

① クリーンウッド法に基づく合法性の確認

SHK制度では、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等について、

(1) 各部材等の伝達情報を入手することとし、入手できた部材等を算定対象とできる。

- ※1 伝達情報は、合法性確認木材等であるか否かが分かればよく、原材料情報（証明書、伐採地域、樹種）は不要。
- ※2 入手先は、各部材等の直接の取得・調達先だけでなく、流通過程において当該各部材等について伝達を行った、又は伝達を受けたいずれかの事業者（第一種木材関連事業者を含む）から入手した伝達情報も認める（伝達情報を二重で入手して同じ部材を2回算定することがないように注意）。
- ※3 SHKの報告を行う事業者に対して建築物又は工作物として引き渡されている場合には、クリーンウッド法に基づく伝達が報告事業者に対して行われないため、※2の方法を活用し情報を入手する必要がある（例えば、b→cが建築物として納入される以下ケースの場合、クリーンウッド法に基づく伝達が行われる可能性があるのは、a→bのみ。報告を行う事業者(d)は、※2の方法を活用して、この情報を入手する必要）。
a. 建材メーカー → b. 建築・建設事業者（下請け） → c. 建築・建設事業者（元請け） → d. 報告を行う事業者（施主）
(建築物として納入)

算定については、報告を行う事業者が自ら算定に必要な木材使用量等の情報を集めて算定を行う方法のほか、伝達を受けた最後の事業者等が算定に必要な木材使用量等の情報を持っていれば依頼して算定してもらうことも可能。

なお、過年度にSHKで報告されたものの譲渡を受けた場合は、再度の算定及び合法性の確認は不要（過年度に報告された炭素貯蔵量を報告）。

(2) 報告時には伝達情報（写し）の全部又は一部を添付する（事業者の負担を考慮し、伝達情報（写し）が大量にある場合（建築物・工作物）は添付は主な部材の一部の伝達情報のみとすることも可能）。

(3) 排出量の公表までの間、担当省庁からチェックのときに追加で求めがあれば、残りの全部又は一部の伝達情報の写しを提出する必要

1 運用細則について

(3) 木材の合法性の確認

① クリーンウッド法に基づく合法性の確認

<報告様式>

(※イメージ)

新築、増改築又は取得	建物その他の工作物及び家具その他の長期にわたり使用される物品の種別		
	国産材使用量（合法性を確認できるものに限る）	建物（構造材）	
		建物（非構造材）	
		非建物	
	代表的な樹種		
	合法性を確認できる伝達情報等の主な件名		

報告様式では、合法性を確認できる伝達情報の主な件名を記入

（記載例：「納品書」）

※事業者の負担を考慮し、全ての件名の記入は不要とし、主な件名1件のみの記入が可能

<算定シート>

【当年度に新規で取得した建築物等の算定<個票>】

区分(製材・合板・木質ボード)	部品、製品名等	国産材使用量			
		樹種	材積(m³)	木材の密度(t/m³)	重量(kg)
選択	任意	入力	入力	自動計算	入力

...

合法性を確認できる伝達情報等	
伝達情報等の件名	日付
入力	入力

算定シート（個票・提出不要）においては、各部材等の伝達情報の件名及び日付を記入

1 運用細則について

(3) 木材の合法性の確認

②「木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(注)に基づく合法性の確認

ア 森林認証制度及びC o C 認証制度

森林認証制度及びC o C 認証制度は、持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価・認証し、そこから生産された木材・木材製品を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度。

認証材製品であることが分かるものを、「合法性の確認できる伝達情報等」とする。

イ 森林・林業・木材産業関係団体の認定

同ガイドラインに基づき合法性等の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成した森林・林業・木材産業関係団体が事業者の認定を行い、認定を受けた事業者が分別管理等の同ガイドラインで求められている対応をとった上で、その納入する木材・木材製品の合法性等を証明する制度。

この制度においては、認定を受けた事業者間で、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返すこととなっており、当該証明書を「合法性の確認できる伝達情報等」とする。

※運用については、p 7の(1)～(3)に準ずる。

(注)グリーン購入法により、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を国等による調達の対象として推進を図ることになった際に、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を、林野庁において取りまとめたもの。

1 運用細則について

(4) 建築部材の算定範囲

算定範囲は任意とするが、報告にあたっては算定範囲を明確にする。(構造材とするか、下地材まで含めるか、内装まで含めるかは任意とし、例えば構造材の一部のみを算定範囲とすることも可能とする。)

<報告様式>

新築、増改築又は取得	建物その他の工作物及び家具その他の長期にわたり使用される物品の種別		
	国産材使用量(合法性を確認できるものに限る)	建物(構造材)	
		建物(非構造材)	
		非建物	
	代表的な樹種		
	合法性を確認できる伝達情報等の主な件名		

(※イメージ)

報告様式では、建物(構造材)、建物(非構造材)、非建物に分けて、国産材使用量(材積又は重量)の合計値を記入。

※構造材のみを算定範囲とする場合、建築物(構造材)の記入欄のみに記入。

<算定シート>

【当年度に新規で取得・調達した建築物及び工作物その他固定資産(個票)】

名称		入力
所在地		入力
建物/非建物の別		選択
算定する部材等の範囲		入力
延床面積(m²)(建物の場合)		入力
国産材使用量 (m³)	建物（構造材）	自動計算
	建物（非構造材）	自動計算
	非建物	自動計算
	合計	自動計算
国産材使用量 (kg)	建物（構造材）	自動計算
	建物（非構造材）	自動計算
	非建物	自動計算
	合計	自動計算
炭素蓄積変化量(t-CO2)		自動計算

算定シート(個票・提出不要)においては、算定する建築部材の範囲を記述形式で明記。

※例えば、構造材の一部のみを範囲として明記することも可能。

※木質ボードの国産材率はインベントリ報告により設定して係数として公表

木質ボード(PB)	木質ボード(HB・MDF・IB)
53.3%	49.4%

例：2023年の木質ボードの国産材率

1 運用細則について

(5) 解体建築物のアウトフロー算定において適用する係数

木材の使用量が不明な既存の建築物を解体する場合のアウトフロー算定にあたっては、国家GHGインベントリ報告で用いている、統計データや原単位などから、解体建築物における国産材の廃棄量（CO₂換算）を推計するため、建築年度ごとに構造別、住宅・非住宅別、単位面積あたりの係数を設定。

例：1990年竣工の非住宅木造建築物（床面積1,000m²）を解体する場合の算定

$$0.0864 \text{ t-CO}_2/\text{m}^2 \times 1,000 \text{ m}^2 = 86.4 \text{ t-CO}_2$$

係数に床面積を乗じることで推計

係数として公表予定

区分別の係数 (t-CO ₂ /m ²)										
建築年度	住宅					非住宅				
	木造	SRC造	RC造	S造	その他	木造	SRC造	RC造	S造	その他
⋮	⋮					⋮				
1990年	0.0821	0.0058	0.0083	0.0115	0.0204	0.0864	0.0028	0.0040	0.0030	0.0061
⋮	⋮					⋮				

係数は、建築物における単位床面積あたりの国産材の廃棄量（CO₂換算）として、
各品目（製材（針葉樹・広葉樹）・合板・木質ボード）単位床面積あたりの量（CO₂換算）を、以下の式でそれぞれ算定し合計したもの
床面積あたりの品目別の原単位（m³/m²）×国産材率（%）×容積密度（t-d.m./m³）×炭素含有率（t-C/t-d.m.）×44/12

2 様式について

(1) 報告様式

森林等炭素蓄積変化量

(※イメージ)

種 別	種別ごとの森林等炭素蓄積変化量
森林	t-CO ₂
木材	t-CO ₂
合計	t-CO ₂

森林等炭素蓄積変化量に関する情報

種別	情報		
森林	算定範囲となる森林の概況	所有森林の面積（合計）	ha
		所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合はその面積（所有森林の全てを選定する場合、所有森林の面積）…①	ha
		所有森林から算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その選定の考え方	
		算定するに当たって選定した森林のうち、クレジット制度においてプロジェクト登録している森林の面積…②	ha
		算定するに当たって選定した森林のうち、被害を受けた森林の面積…③	ha
		被害を受けた森林がある場合、その被害の内容	
		他の特定排出者が所有する森林の管理について算定を行う森林の面積…④	ha
		他の特定排出者が所有する森林を管理する森林の算定を行う場合、その森林の所有者名	
		算定を行う森林の面積（①－②－③＋④）	ha
		算定を行う森林の所在する都道府県	
	算定範囲のうち、計画の対象となる森林	森林経営計画、地域生物多様性増進活動の実施に関する計画又は連携地域生物多様性増進活動の促進に関する計画の別	
		対象面積	ha
		代表的な樹種	
		主伐面積	ha
		主伐材積	m ³
		森林の蓄積	期首 m ³
			期末 m ³
		森林の蓄積の算定に使用したデータの別	
		生体バイオマス（地上部・地下部）の炭素貯蔵量	期首 t-C
			期末 t-C
		炭素蓄積変化量	t-C
	算定範囲のうち、計画の対象となる森林を除く森林	対象面積	ha
		主伐面積	ha
		主伐材積	m ³
		森林の蓄積の減少量	12m ³
		生体バイオマス（地上部・地下部）の炭素蓄積の減少量	t-C

2 様式について

(1) 報告様式

(※イメージ)

種別	情報		
	土地利用変化	転用の内容	
		転用した年度	
		当該土地の面積	ha
		当該土地の炭素蓄積変化量	t-C
	譲渡した森林	過年度に炭素蓄積変化量を報告した森林のうち譲渡した森林の面積	ha
		過年度に報告した当該森林の炭素蓄積変化量	t-C
	譲渡を受けた森林	他の特定排出者から譲渡を受けた森林であって過年度に炭素蓄積変化量が報告された森林の面積	ha
		過年度に報告された当該森林の炭素蓄積変化量	t-C
木材	新築、増改築又は取得	建物その他の工作物及び家具その他の長期にわたり使用される物品の種別	
		国産材使用量（合法性を確認できるものに限る。）	建物（構造材）
			建物（非構造材）
			非建物
		代表的な樹種	
		合法性を確認できる伝達情報等の主な件名	
	解体又は廃棄	建物その他の工作物及び家具その他の長期にわたり使用される物品の種別	
		国産材使用量	建物（構造材）
			建物（非構造材）
			非建物
		被害を受けた木材の国産材使用量	
		被害を受けた木材がある場合、その被害の内容	
	譲渡した木材	建物その他の工作物及び家具その他の長期にわたり使用される物品の種別	
		過年度に炭素蓄積変化量を報告した木材のうち譲渡した木材の炭素蓄積変化量	t-C
	譲渡を受けた木材	建物その他の工作物及び家具その他の長期にわたり使用される物品の種別	
		過年度に報告された木材の炭素蓄積変化量	t-C
	過年度に報告した使用中の木材	建物	件数
			炭素貯蔵量
		非建物	件数
			炭素貯蔵量

2 様式について

(2) 算定シート

○構成

【森林】

- 1 - 1 計画の対象となる森林の算定
- 1 - 2 計画の対象となる森林を除く森林の算定
- 1 - 3 転用を伴う場合の土地の算定
- 1 - 4 譲渡した森林、譲渡を受けた森林の計上

【木材】

- 2 - 1 当年度に新規で取得した建物等<総括表> (2 - 2 から転記、算定不要)
- 2 - 2 当年度に新規で取得した建物等の算定<個票> (個々の建築物等の算定)
- 2 - 3 当年度に解体・廃棄した建物等<総括表> (2 - 4 から転記、算定不要)
- 2 - 4 当年度に解体・廃棄した建物等の算定<個票> (個々の建物等の算定・計上)
- 2 - 5 譲渡した木材、譲渡を受けた木材の計上
- 2 - 6 過年度に取得した建物等の一覧<台帳>

2 様式について

(2) 算定シート

(※イメージ)

○算定シート 1 - 1

【計画の対象となる森林の算定】

樹種	森林 簿・実測の別	林齢の 区分	森林の蓄積(m³)		森林の蓄 積変化量 (m³)	拡大係 数	1+R/S	容積密 度	炭素含 有率	生体バイオマス (地上部・地下 部)の炭素貯蔵 量(t-C/yr)		炭素蓄 積変化 量(t- C/yr)	炭素蓄 積変化 量(t- CO2/yr)
			期首	期末						期首	期末		
選択	選択	選択	入力	入力	自動計算	自動入力				自動計算		自動計算	
合計			自動計算							自動計算			

※期首の蓄積において前年度時点の蓄積を入力し、期末の蓄積において当年度時点の蓄積を入力することが可能。

※拡大係数は、幹バイオマスに対する地上部バイオマス(幹・枝・葉)の比率。

※1+R/Sは、地上部バイオマスに対する、地上部及び地下部バイオマスの比率。

※行は必要に応じて追加すること。

2 様式について

(2) 算定シート

(※イメージ)

○算定シート2-2

【当年度に新規で取得した建物等の算定<個票>】

(建物等の概要の入力欄)

名称		入力
所在地		入力
建物/非建物の別		選択
算定する部材等の範囲		入力
延床面積(m ²)(建物の場合)		入力
国産材使用量 (m ³)	建物（構造材）	自動計算
	建物（非構造材）	自動計算
	非建物	自動計算
	合計	自動計算
国産材使用量 (kg)	建物（構造材）	自動計算
	建物（非構造材）	自動計算
	非建物	自動計算
	合計	自動計算
炭素蓄積変化量(t-CO ₂)		自動計算

(建物等の炭素貯蔵量の算定欄)

No (通し番号)	部品、製品名等	区分(製材・合板・木質ボード)	国産材使用量				木材使用量（木質ボードであって、国産材使用量が不明な場合）				国産材使用量小計(m³)	国産材使用量小計(kg)	木材の炭素含有率	炭素貯蔵量(t-C)	炭素貯蔵量(t-CO2)	合法性を確認できる伝達情報等	
			樹種	材積(m³)	木材の密度(t/m³)	重量(kg)	材積(m³)	木材の密度(t/m³)	重量(kg)	国産材率						伝達情報等の件名	日付
自動入力	入力	選択	入力	入力	自動計算	入力	入力	自動計算	入力	自動計算						入力	入力

※「国産材使用量」又は「木材使用量(木質ボードであって、国産材使用量が不明な場合)」においては、材積又は重量のいずれかの欄に入力すること。
 ※行は必要に応じて追加すること。

2 様式について

(3) 任意報告様式

現行のSHK制度において、温室効果ガスの吸収量等に係る任意報告様式の記載欄は、自らの吸収量に係る情報のみで、販売した木材製品の炭素貯蔵量は報告対象に含まれていないため、任意報告様式を改正し、その他温室効果ガスの吸収量に係る報告事項として、販売した木材製品の炭素貯蔵量を報告できるようにする。

(※イメージ)

5. 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報

(4) 温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

① 自らの温室効果ガス吸収等（所有する木材の炭素貯蔵を含む。）の取組及び吸収量等に関する情報

② 他者の温室効果ガス吸収等（販売した木材の炭素貯蔵を含む。）に貢献する取組及び当該取組に係る吸収量等に関する情報
